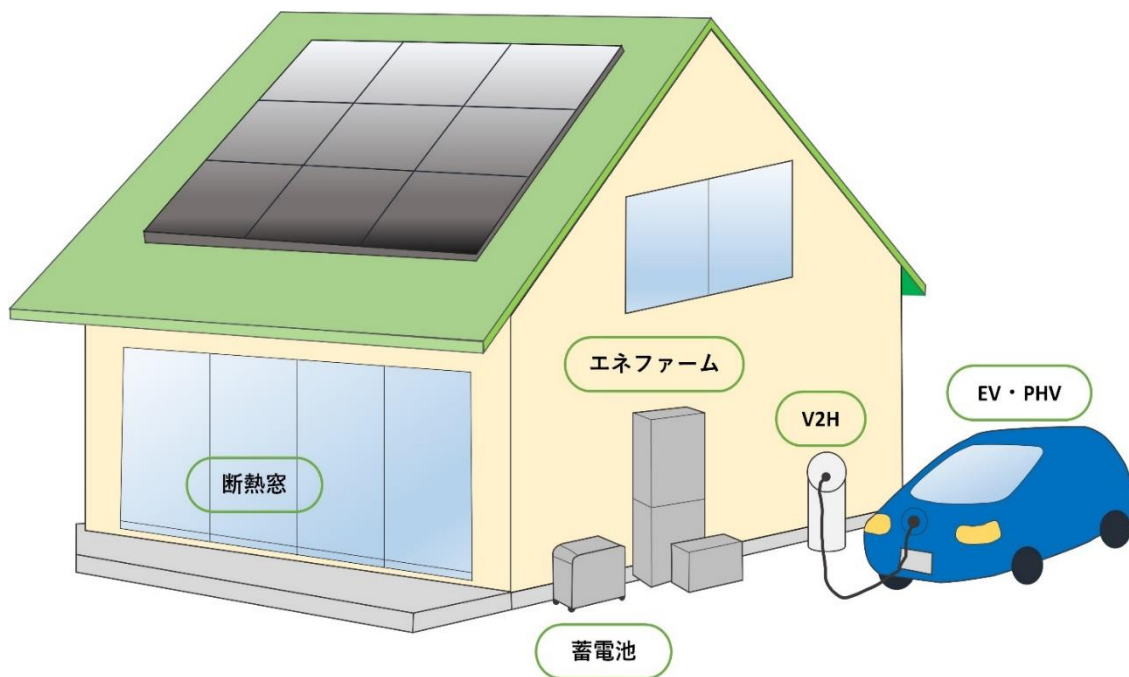


令和8年度 茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金の手続きご案内

茂原市では、家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強靱化を図る住宅用設備等を導入する方に予算の範囲内において費用の一部を補助いたします。



補助対象設備等が変更となりました

主な変更点は以下のとおりです。

- 窓の断熱改修において、（一社）環境共創イニシアチブ又は（公財）北海道環境財団が実施する国補助事業で窓・ガラスとして登録された製品であり、窓全体の熱貫流率が $Uw1.9$ 以下であることが要件となりました。
- 個人が申請時に申請者の公的身分証明書の写しが必要になりました。

※申請書の様式についても変更になっておりますので、必ず今年度のものを使用してください。

※EV・PHV以外の設備は、工事着手前に必ず申請を行ってください。

※EV・PHVを購入後に申請する場合は、自動車検査証の登録日から30日以内に申請及び実績報告書を提出してください。

※年度途中であっても予算に達した場合は申請受付を終了します。

目 次

1	申請の条件等について	1～5
(1)	補助対象設備と補助金額	1
(2)	補助対象となる方	1
(3)	補助対象にならない方	1
(4)	補助対象となる設備	2～3
(5)	補助対象となる住宅	4
(6)	補助対象となる経費	4
2	申請について	4～6
(1)	申請受付期間	5
(2)	申請窓口、方法	5
(3)	交付申請に必要な書類	5～6
3	申請の変更・中止等	6
(1)	補助対象設備の規模または機種等を変更するとき	6
(2)	補助金の交付申請を取下げるとき	6
4	実績報告について	6～7
5	補助金請求について	7
6	その他の注意事項	7
	※別紙1（窓の断熱改修における平面図・立面図の提出方法）	9
	※別紙2（窓の断熱改修・電気自動車等の導入における写真の撮影方法）	10
7	補助金に関する主な手続きの流れ	11

1 申請の条件等について

(1) 補助対象設備と補助金額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	上限7万円
窓の断熱改修	補助事業を実施する者自らが所有し居住する家屋、又は第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する家屋の場合 補助対象経費×1/4 (上限8万円)
	補助事業を実施する者が管理するマンション等の場合 補助対象経費×1/4 (上限8万円×改修を行う戸数)
電気自動車 (EV) ・プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	太陽光発電システム及びV2Hを併設する場合 上限15万円
	太陽光発電システムを併設する場合 上限10万円
V2H充放電設備 (V2H)	補助対象経費×1/10 (上限25万円)

※補助対象経費の負担額 (国その他の補助金を受ける場合、負担額から他の補助金額を差し引いた額) から消費税等を差し引いた額が上限額を下回る場合は、当該額とします。(千円未満切捨て)

(2) 補助対象となる方

- 実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、茂原市に住民登録を完了している方、マンション等の窓の断熱改修を行った場合は、市内にマンション等が所在する管理組合であること
- 茂原市に納付すべき税等を滞納していない方
- 茂原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない方
- 設備の設置費等を負担し、設備を所有できる方 (所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合を含む。)
- 設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと
 - ※リース事業者は、月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること
 - ※リース期間が財産処分制限期間以上又はリース期間終了後に設置者が設備を購入する契約となっていること
- 補助対象設備の設置工事、または建売住宅等の引渡しが完了した日から30日以内、又は令和9年3月10日 (水) までのいずれか早い日に実績報告書を提出できる方
- 第三者が所有する住宅に設置する場合は、全ての所有者から設備の導入について同意を得ている方

(3) 補助対象にならない方

以下のいずれかに該当する方は対象になりません。

- この制度及び茂原市住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金により、過去に同じ種類の設備に対して補助金の交付を受けている方または同一世帯の方 (エネファーム及び蓄電池においては、設置日から6年を経過している方、EV・PHVを導入する方を除く。)

- EV・PHVを導入する場合、この制度により、同じ種類の補助対象設備の補助を受けている方
- 市から補助金の交付決定通知が到達する前に補助対象設備を導入した方または設置工事に着手している方（EV・PHVを除く）
- 市から補助金の交付決定通知が到達する前に補助対象設備を設置している新築住宅または建売住宅の引渡しを受けた方
- 一つの住宅に対して、同一設備を複数申請する方

(4) 補助対象となる設備

- ① 未使用品であること（中古品は対象外）
- ② 申請者が設置費等を負担し、所有するものであること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合を含む。）

○エネファーム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

○蓄電池

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。

○窓の断熱改修

既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、S I Iまたは公益財団法人北海道環境財団により窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 U_w が1.9以下であること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいいます。

（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められません。）

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできます。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、

廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできます。
※熱貫流率 (Uw 値) の確認方法については、国の各補助事業のホームページに掲載される補助対象製品の一覧において、製品名・製品型番などとあわせて性能区分 (グレード) の確認が可能となるほか、メーカーが発行する性能証明書において確認が可能です。なお、熱貫流率 1.9 以下を達成する性能区分 (グレード) は、次のとおりです。

- (1) 「先進的窓リノベ事業 2026」「みらいエコ住宅 2026 事業」(環境共創イニシアチブ) → 性能区分 (熱貫流率) P、S、A の製品
- (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (北海道環境財団) → グレード (熱貫流率) が M1、M2、M3、W1、W2、W3、G0、G1 の製品

○EV

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 6 0 条第 1 項の規定による自動車車検証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。) で、自動車車検証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- ① 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの (中古の輸入車の初度登録車を除く。) であること。
- ② 自動車車検証の使用の本拠の位置が、茂原市内の住所であること。
- ③ 自動車車検証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ④ 国が令和 6 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

○PHV

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- ① 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの (中古の輸入車の初度登録車を除く。) であること。
- ② 自動車検査証の使用の本拠の位置が、茂原市内の住所であること。
- ③ 自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ④ 国が令和 6 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

○V2H

電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和 6 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

(5) 補助対象となる住宅

○エネファームを設置する住宅

- ① 申請者が所有し居住する住宅、または第三者が所有し申請者が居住する住宅
- ② 申請者が居住するために新築する住宅、または申請者が居住するために購入する、対象設備が設置された建売住宅

○蓄電池を設置する住宅

- ① 申請者が所有し居住する住宅、または第三者が所有し申請者が居住する住宅
- ② 申請者が居住するために新築する住宅、または申請者が居住するために購入する、対象設備が設置された建売住宅
- ③ 市への実績報告の日までに太陽光発電システムが設置されていること。

○窓の断熱改修を設置する住宅

- ① 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ◆ 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - ◆ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
 - ◆ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在するマンション等。

○EV・PHVを導入する者が居住する住宅

- ① 市への実績報告の日までに太陽光発電システムが設置され、発電した電気を電気自動車等に給電できること。
- ② 補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
- ③ 太陽光発電システム及びV2Hを併設する場合の補助を受けようとするときは、V2Hを設置していること。

○V2Hを設置する者が居住する住宅

市への実績報告の日までに太陽光発電システムが設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。

※接続する太陽光発電システム及び導入する電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。

(6) 補助対象となる経費

○エネファーム

- ◆ 設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)の購入費
- ◆ 付属品(給湯器、リモコン等)の購入費
- ◆ 工事費(据付け・配線・配管工事等)

○蓄電池

- ◆ 設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)の購入費
- ◆ 付属品(キュービクル、独自計測表示装置)の購入費
- ◆ 工事費(据付け・配線工事等)

○窓の断熱改修

- ◆ 設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)

※網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象経費に含まれません。

※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まれません。

○EV・PHV

- ◆ EVまたはPHV本体の購入費

○V2H

- ◆ V2H本体の購入費

※工事費は対象経費に含まれません。

2 申請について

(1) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から予算の額に達するまで。

※申請の受付は先着順とします。

(2) 申請窓口、方法

補助金の交付を受けようとする方は、茂原市役所6階環境保全課まで申請してください。（書類を確認する必要がありますので、原則持参での申請をお願いします。）

(3) 交付申請に必要な書類

申請書類等は、市ウェブサイト (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000004665.html>) からダウンロードしてご利用ください。

茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添付してください。

※書類に不備、不足があった場合は、受付いたしません。代行申請の場合は特にご注意ください。

(チェック欄:添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください。)

【共通】

補助対象設備の概要（第1号様式別紙1）

補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）

貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）※¹

※¹ 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。

補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（家屋の全景、設備の設置予定場所は必ず撮影してください。窓の断熱改修・電気自動車等の場合は、別紙2を参照）

住宅の位置図（現地確認の際に住宅の場所が分かるもの）

市税等の滞納が無いことを証する書類※²

※² 市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合は不要。

申請者の本人確認書類（公的身分証明書）の写し※³

※³ 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。

法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※⁴

※4 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。

その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面
- もばらカーボンバンク入会申込書

【蓄電池、V2H】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図）
- マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（公的身分証明書）の写し^{*1}

※1 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。

- マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し^{*2}

※2 補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。

【EV・PHV】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

3 申請の変更・中止等

補助金の交付決定後その内容に変更が生じた場合は、次の書類を用意してすみやかに変更等の手続きをとってください。なお、補助金を増額する変更はできません。

（チェック欄：添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください）

(1) 補助対象設備の規模または機種等を変更するとき。

- 茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書(第4号様式)
- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログまたは仕様書等)の写し
 - ・エネファームについては、燃料電池ユニットと貯湯ユニットの品番がわかるもの。
- 補助対象設備の設置位置が確認できる図面

(2) 補助対象設備の設置工事中の中止や住宅の購入をやめる等により、補助金の交付申請を取下げるとき。

- 茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書(第6号様式)

4 実績報告について

補助事業が完了した日から起算して30日以内、または令和9年3月10日(水)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第7号様式)に、次の書類を添付してください。

(チェック欄:添付書類に不備がないか提出前に十分確認してください)

【共通】

- 補助対象設備の概要 (第7号様式別紙)
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し^{※1}

※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。

- 住民票の写し^{※2}

※2 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。ただし、住民登録について市長が確認することに同意している場合は不要。

- その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム (エネファーム)】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【蓄電池】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅がP3(5)に該当することを証する書類

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
 - 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し[※]
- ※ 窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- 補助対象設備を設置する住宅がP4(5)に該当することを証する書類

【EV・PHV】

- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅がP4(5)に該当することを証する書類
- 保管場所において撮影した写真
- 自動車検査証記録事項の写し
- 太陽光発電システム及びV2Hを併設する場合の補助を受けようとするときは、V2Hを設置していることを証する書類

【V2H】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅がP4(5)に該当することを証する書類

5 補助金請求について

市から補助金の確定通知を受けた方は、通知を受けた日から起算して30日以内、又は令和9年3月17日(水)のいずれか早い日までに、茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

(第9号様式)を提出してください。

期日までに交付請求書を提出されない場合は、補助金を受けられなくなりますのでご注意ください。

6 その他の注意事項

- 各種申請手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。なお、手続きを設置業者等に依頼することはできますが、事務代行届(第2号様式)を提出していただく必要があります。代行したことによる事故等について、市では一切の責任を負いかねます。
- 申請者、工事請負契約書または売買契約書の発注者及び電力受給契約者は、同一人であることが条件です。また、補助金の振込先は、申請者本人の口座である必要があります。
- 申請書の受理後、当該設備の設置予定地を確認に伺いますのでご了承ください。
- 工事完了予定日を一月以上過ぎても理由なく工事が開始されていない場合、交付申請取下げ書を提出していただきます。

別紙1（窓の断熱改修における平面図・立面図の提出方法）

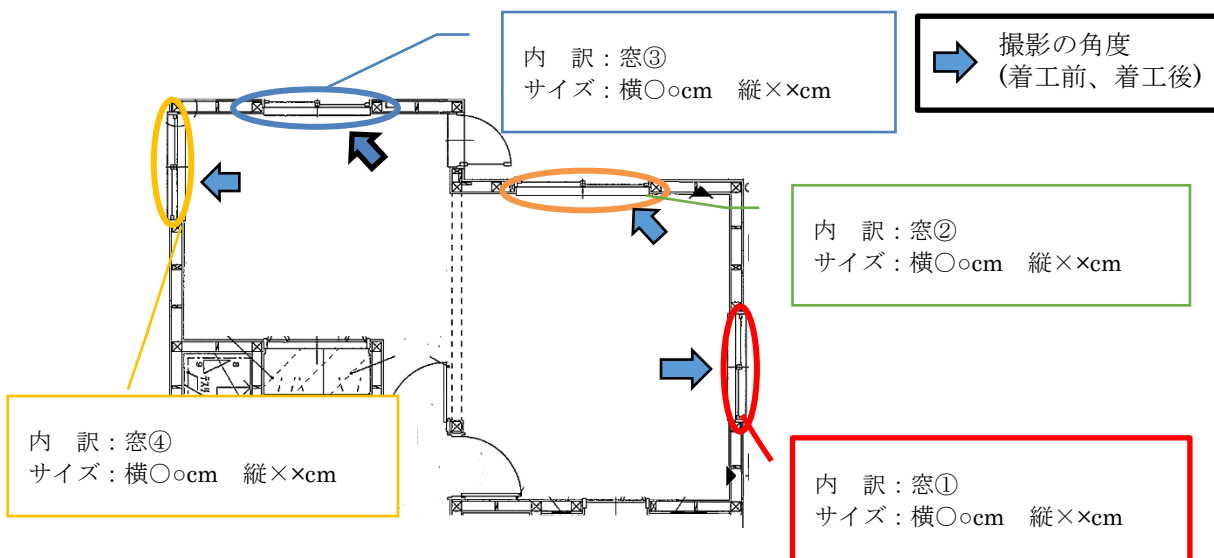
□平面図・立面図

- ◆ 平面図及び立面図について断熱改修する窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ◆ 写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

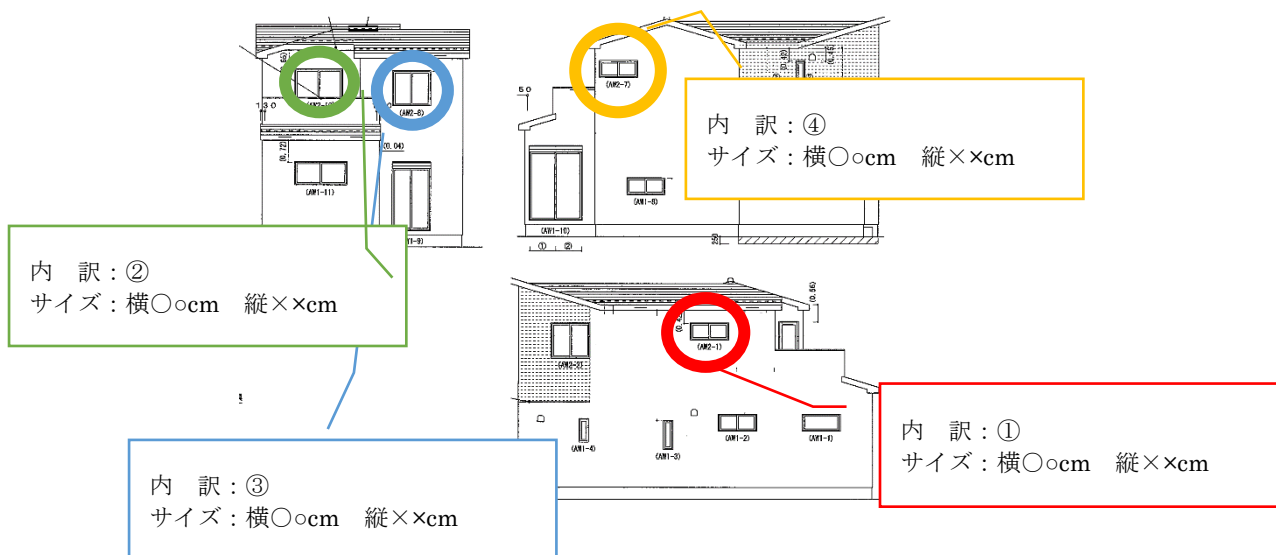
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



別紙2（窓の断熱改修・電気自動車等の導入における写真の撮影方法）

窓の断熱改修

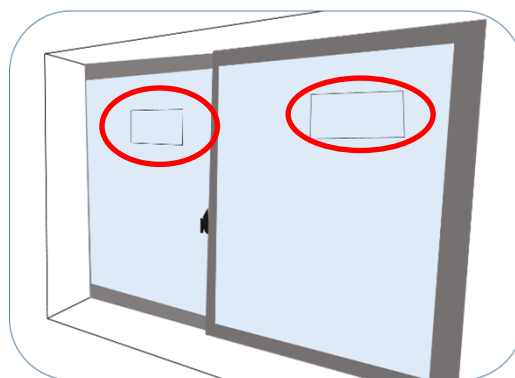
□撮影方法

- ◆ 必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ◆ 対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。

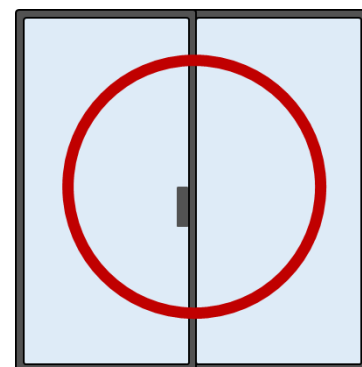
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、

- ・ 工事作業中の写真も撮影する
- ・ 新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影する

など対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。



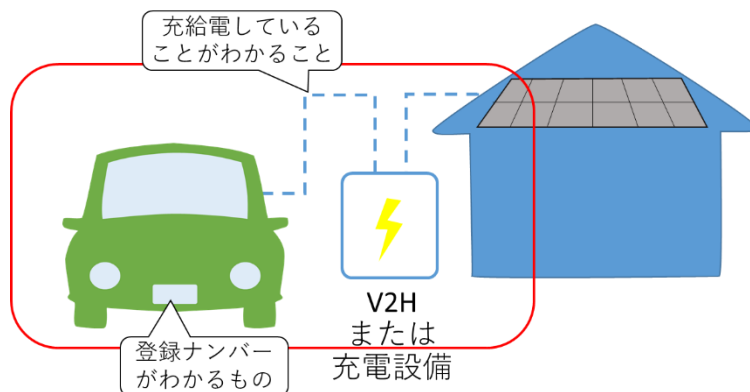
- ◆ 工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ◆ 設置したすべての窓を撮影してください。
- ◆ 設置した窓全体を撮影してください。
- ◆ カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ◆ 設置した窓の位置が分かるようにしてください（別紙（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください。）。



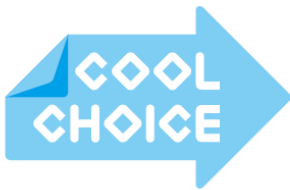
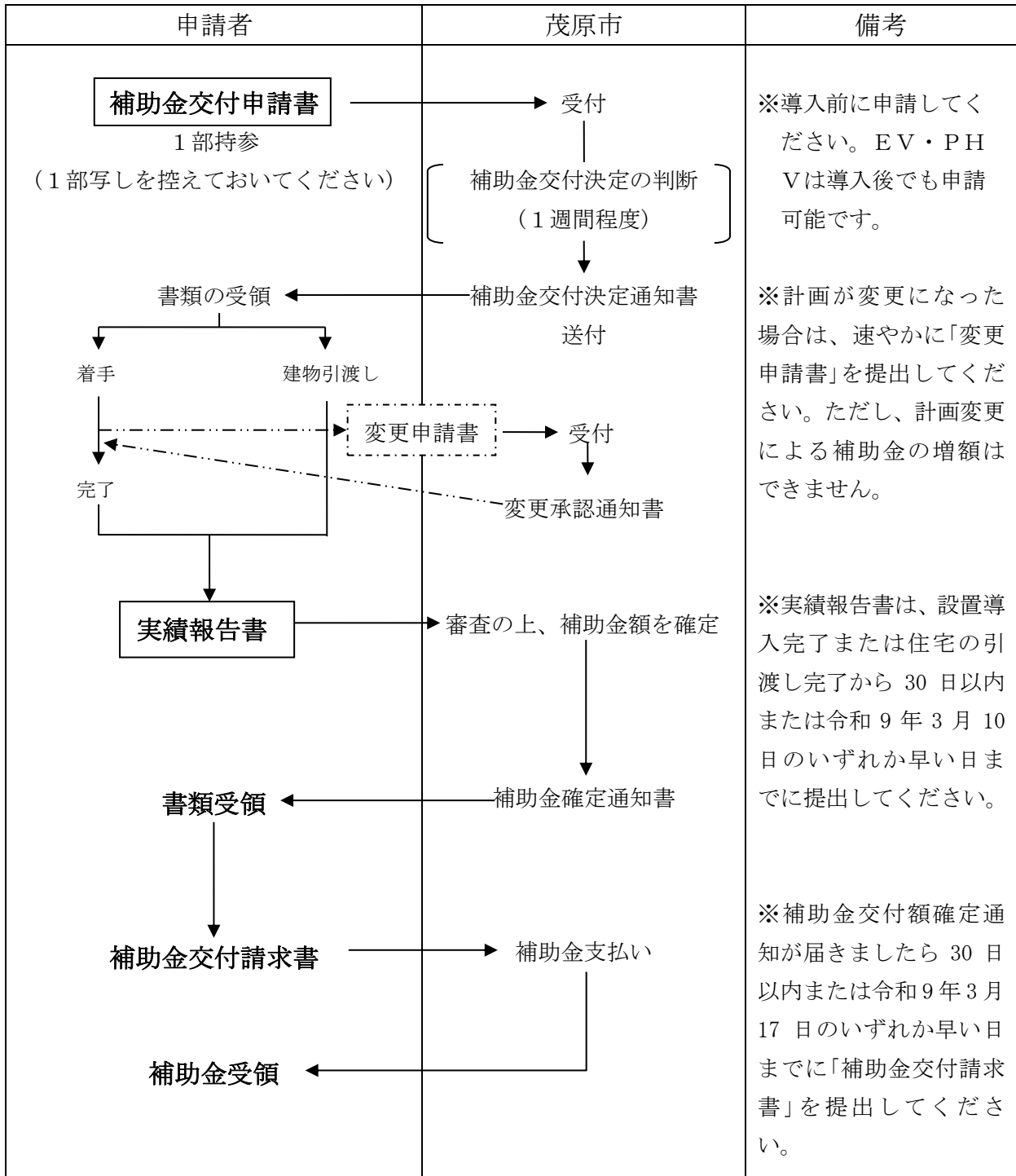
EV・PHV・V2Hの導入

□撮影方法

- ・ 太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真を撮ってください。
- ・ EV・PHVの場合、登録ナンバーが分かる写真を撮ってください。
- ・ 充電設備又はV2Hにより、EVまたはPHVに給電（V2Hの場合、住宅との間で相互に充給電）できることが分かる写真を撮ってください。



7 補助金に関する主な手続きの流れ



未来のために、
いま選ぼう。

お問合せ・提出先
〒297-8511
茂原市道表1番地
茂原市 経済環境部 環境保全課
環境対策係
TEL 0475-20-1504(直通)
FAX 0475-20-1604